

## 本宮市投票立会人募集要綱

### (趣旨)

第1条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第38条及び第48条の2に規定する投票立会人について、その選任の方法を明確にし、住民の政治に対する関心をより高めることを目的として、各種選挙における投票所及び期日前投票所の立会人を募集するものとする。

### (定義)

第2条 この告示における用語の定義は、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法及びこれらに係る法令並びに条例（以下「公職選挙法等」という。）の例による。

### (投票立会人候補者名簿)

第3条 選挙管理委員会は投票立会人を登録するために、投票立会人候補者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

2 投票立会人候補者名簿は毎年3月31日まで有効とする。

### (候補者の募集)

第4条 投票立会人候補者の募集は通年とする。

### (投票立会人候補者)

第5条 投票立会人になろうとする者は、選挙管理委員会へ所定の用紙に必要事項を記入し、提出するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の申請があった場合は、登録資格を審査し、投票立会人候補者名簿へ登録し、投票立会人候補者名簿に登録されたもの（以下「候補名簿登録者」という。）へ投票立会人候補者名簿登録通知書(様式第2号)によって通知するものとする。

3 第3条第2項に規定する期限までに、登録資格がなくなった場合又は候補名簿登録者本人からの申出により、投票立会人候補者名簿から登録を取り消す場合は、候補名簿登録者へ、投票立会人候補者名簿登録取消通知書(様式第3号)によって取り消しの事実を通知するものとする。

### (投票立会人)

第6条 選挙管理委員会は、公職選挙法に規定される選挙及び最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律136号)に規定される審査において、投票立会人が必要となった場合は、候補名簿登録者の中から投票立会人を選任する。

2 選挙管理委員会は、公職選挙法等に従い、選挙の都度、候補名簿登録者に対し、意向確認等を行い選任する。

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号～第3号（略）